# 安全データシート

【製品名】

酸素ガス

# 安全データシート

作成日 1993 年 4 月 1 日

改訂日 2015年5月 1日 (第8版)

1. 化学品及び会社情報

化学品の名称 : 酸素ガス

製品コード

化学名 : 酸素(Oxygen)

会 社 名 名占屋酸素株式会社

住 所 : 名古屋市港区小碓1丁目12番地

担当部門 製造部

FAX; 052-381-2453 **連 絡** 先 Tel; 052-381-5281

E-mail;

緊急連絡電話番号 052-381-5231

整 理 番 号 # GC:01

2. 危険有害性の要約

GHS分類

区分1 物理化学的危険性 支燃性・酸化性ガス 圧縮ガス 髙圧ガス

健康に対する有害性 環境に対する有害性

記載がないものは分類対象外または分類できない

GHSラベル要素

絵表示又はシンボル



注意喚起語 危険

※ 発火または火炎助長のおそれ;酸化性物質 危険有害性情報

常 加圧ガス;熱すると爆発のおそれ。

注意書き [安全対策] : 可燃物から遠ざけること。

: 減圧バルブにはグリースおよび油を使用しないこと。

[応急措置] : 火災の場合には、安全に対処できるなら漏えいを止めること。

: 日光から遮断し、換気の良い場所で保管すること。 [保管]

内容物/容器は勝手に廃棄せず、製造者または販売者に問い合わ 「廃棄]

せること。

GHS 分類に該当しない他の : 高濃度の酸素ガスを長時間吸入すると、人体に悪影響を与える。

危険有害性

・ 高圧ガス容器からガスが噴出し眼に入れば、眼の損傷、あるいは

失明のおそれがある。

3. 組成及び成分情報

化学物質・混合物の区別 化学物質 化学名又は一般名(化学式): 酸素(02)

成分及び含有量:

化学物質	CAS No	分子量	化審法	安衛法	成分濃度
酸素	7782-44-7	32.00	適用外	適用外	99.5%以上

#### 4. 応急措置

吸入した場合

: 高濃度の酸素ガスを吸入し中毒症状が表われた場合は、新鮮な空気 の場所に移し、安静、保温に努め、医師の手当てを受ける。

: 呼吸が停止している場合には人工呼吸を行なう。

皮膚に付着した場合

: 大気圧の酸素ガスにさらされても、特に治療の必要はない。

: 噴出するガスを受けた場合は、冷却しすぐに医師の診断を受ける。 眼に入った場合

: 酸素ガスが漏えいまたは噴出している場所は、空気中の酸素濃度が 応急措置をする者の保護 上昇している可能性があるので、換気を行い、必要に応じて陽圧自

給式呼吸器を着用する。

## 5. 火災時の措置

消火剤

\* 周辺火災に合わせた消火剤を使用する。

: 酸化性ガスなので付近に火災が発生した場合、火勢を強め激しく燃

焼させるので、凍やかに酸素ガスの供給を絶つこと。

使ってはならない消火剤

なし

火災時の措置に関する 特有の危険有害性 : 空気中で燃えない物でも酸素ガス中では燃える物が多いので、周囲

の物をできるだけ遠ざけること。

: 容器が火炎にさらされると内圧が上昇し、安全装置が作動し、酸素 ガスが噴出する。内圧の上昇が激しいときは、容器の破裂に至るこ ともある。容器弁が壊れたときなどは、容器はロケットのように飛 んで危害を与えることがある。容器を安全な場所に搬出すること。 搬出できない場合には、できるだけ風上側から水を噴霧して容器を

冷却すること。

特有の消火方法 消火を行う者の保護 : 火災を発見したら、まず部外者を安全な場所へ避難させること。

: 耐火手袋、耐火服等の保護具を着川し、火炎からできるだけ離れた

風上側から消火にあたること。

#### 6. 漏出時の措置

人体に対する注意事項、 保護具及び緊急時措置 : 作業着等に着火の恐れがあるため、酸素ガスにさらされないよう注

▼ 火災の危険を減らすため、窓や扉を開けて換気を良くすること。換 気設備があれば、速やかに起動し換気する。

: 大量の漏えいが続く状況であれば、漏えい区域をロープ等で囲み部 外者が立ち入らないよう周囲を監視する。

: 漏えい区域に入る者は、陽圧自給式呼吸器を着用すること。

※ 空気中の酸素濃度を測定管理すること。

環境に対する注意事項

: 環境への影響はない。

及び機材

封じ込め及び浄化の方法 : 漏えいした酸素ガスは換気を良くし、速やかに大気中に拡散、希釈 させる。

二次災害の防止策

: 木、紙、油等の可燃物を取り除くこと。酸素濃度の高い空気は、有機 物や可燃性物質と接触させないこと。

: 全ての着火源を取り除くこと。

#### 7. 取扱い及び保管上の注意

取扱い

技術的対策 (局所排気、全体換気等)

**取扱者のばく露防止**: 継手部、ホース、配管および機器に漏れがないか調べること。漏え い検査には、石けん水等の発泡液による方法が簡便、安全で確実で

: 作業の中断あるいは終了後、作業場所を離れるときは、容器弁を必

ず閉じる。その後、圧力調整器内のガスを逃がし、圧力調整ハンド ルをゆるめておくこと。

#### 火災・爆発の防止

- : 容器を電気回路の一部に使用しないこと。特にアーク溶接時のアー クストライクを発生させたりして損傷を与えないこと。
- : 容器弁等が氷結したときは、40 ℃以下の温水で温め、バーナー等 で直接加熱しないこと。
- : 酸素ガスの触れる部分を、油脂類の付着した汚れた手や手袋で取り 扱わないこと。事前に手、手袋、衣類への油脂類の付着がないか確 かめること。万一、酸素ガス中で油脂類に着火すると、爆発的な燃 焼を起こす。
- \* 酸素用の機器および付属機器等(貯槽、容器、配管、弁類、蒸発器、 計器類)は、清浄に保ち、油脂類、有機物、ごみ、錆、バリ等が付 着していてはならない。付着している場合には、完全に除去してか ら使用すること。
- : 酸素用の圧力調整器、ホース、圧力計等を使用すること。酸素用の ものをその他のガス用のものと混用しないこと。圧力計は「禁油」 表示のあるものを使用すること。
- : 容器弁を急激に開閉すると摩擦熱で容器弁が発火したり、断熱圧縮 で圧力調整器や配管類が発火することがある。
- : 供給システムに使用するガスケットは、可燃性のものを用いないこ ے کے

#### その他の注意事項

- # 容器の使用前に、容器の刻印、塗色(酸素は黒色)、表示等により ガス名を確かめ、内容物が目的の物と異なるときは使用せずに、販 売者に返却すること。
- : 容器には、転落、転倒等を防止する措置を講じ、かつ粗暴な扱いを しないこと。倒れたとき、容器弁の損傷等により、高圧のガスが噴 出すると、容器がロケットのように飛んで危害を与えることがあ
- : 容器から直接使用しないで、必ず圧力調整器を使用すること。
- □ 圧力調整器の取り付けにあたっては、容器弁のネジ方向を確かめて 酸素用に合ったものを使用すること。
- □ 圧力調整器を正しい要領にて取り付けた後、容器弁を開ける前に、 圧力調整器の圧力調整ハンドルを、反時計方向に回してゆるめ、そ の後、ゆっくりと容器弁を開く。この作業中は、圧力調整器の側面 に立ち、正面や背面に立たないこと。
- : 容器弁の開閉に使用するハンドルは所定の物を使用し、容器弁はゆ っくりと開閉すること。
- : 容器弁の開閉に際し、ハンマー等でたたいてはならない。手で開閉 ができないときは、その旨を明示して、販売者に返却すること。
- : 酸素ガスを多量に使用する場合には、使用量等によって集合装置等 の供給設備が特別に設計・製作されることがある。使用者は、これ ら設備・機器の正しい操作方法や使用方法について、製造者または 販売者から指導を受け、取り扱い説明書および指示事項に従うこ と。
- : 脱着式の保護キャップは使用前に取り外すこと。容器を使用しない ときは、保護キャップを確実に取り付けること。
- : 容器には、充てん許可を受けた者以外はガスの充てんを行なっては ならない。
- : 容器の修理、再塗装、容器弁および安全装置の取り外しや交換等は、 容器検査所以外では行なわないこと。
- □ 容器の刻印、表示等を改変したり、消したり、はがしたりしないこ
- : 使用後の容器は圧力を 0.1 MPa 以上残し、確実に容器弁を閉めた後、

キャップを付けて、速やかに残ガス容器置場に移動させること。

: 容器の授受に際しては、あらかじめ容器を管理する者を定め、容器を管理すること。

: 契約に示す期間を経過した容器および使用済みの容器は速やかに 販売者に返却すること。

: 高圧ガス保安法の定めるところにより取り扱うこと。

局所排気、全体換気 : 酸素ガスを使用するにあたっては、空気中の酸素濃度が上昇する可

能性があるので、密閉された場所や換気の悪い場所で行わないこ

と。

安全取扱注意事項 : 容器弁の口金内部に付着した塵埃類を除去する目的でガスを放出

する場合には、口金を人のいない方向に向けて、ガス出口弁を短時

間微開して行うこと。

: 高圧のガスが直接人体に吹きつけられると、損傷を起こすことがあるので、高圧で噴出しているガスに触れないこと。

: 容器をローラーや型代わり等の容器本来の目的以外に使用しない こと。

: 酸素ガスを、圧縮空気や空気の代わりに使用しないこと。

接触回避 : 容器に他のガスが入った可能性があるときは、容器記号番号等の詳

細を販売者に連絡すること。

: 酸素ガスは、空気よりもはるかに酸化性が強いので、アルカリ金属、 安息香酸(粉末)、二硫化炭素、繊維物質、水素+触媒、アセトン、 アセチレン、アルコール類、油膜等と誤って接触させないこと。

: 有機物や可燃物が酸素ガスと接触すると、これらの物はほとんどの 温度、圧力で酸素ガスと激しく反応したり爆発したりする危険性が ある

: 一度酸素ガスを含むと、布、木材などの多孔質の有機物はかなり長時間にわたり、酸素ガスを含んだままでいる。これらのものは激しく燃焼するので、着火源に近付けないこと。

: 空気中で不燃性、難燃性といわれる物質でも、酸素ガス中では多く の物質が燃焼する。

: 酸素は水が共存すると金属の腐食を促進させる。

衛生対策

: 取扱い後は、よく手を洗うこと。

保管

安全な保管条件

適切な技術的対策 : 可燃性ガス、毒性ガスと区分して酸素ガスと明示された容器置場

に、充てん容器および残ガス容器に区分して保管すること。

: 酸素ガスの容器置場には、消火設備を設けること。

: 貯蔵場所の酸素濃度が、25 vo1%を超えないように換気し、酸素濃

度の測定管理を行うこと。

混触禁止物質:アルカリ金属、安息香酸(粉末)、二硫化炭素、繊維物質、水素+

触媒、アセトン、アセチレン、アルコール類、油膜、等

: 可燃物を近くに置かないこと。

**適切な保管条件や避**: 腐食性の雰囲気や、連続した振動にさらされないようにすること。

**けるべき保管条件**: 直射日光を受けないように、温度 40 ℃以下に保つこと。 : 水はけの良い、換気の良好な乾燥した場所に置くこと。

May VXV Restored to the control of t

注意事項 ・ 火炎やスパークから遠ざけ、火の粉がかからないようにすること。

: 電気配線やアース線の近くに保管しないこと。

安全な容器包装材料 : 高圧ガス容器として製作された容器であること。

#### 8. ばく露防止及び保護措置

設備対策: 屋内で使用または保管する場合は、可燃性のものは遠ざけ、酸素濃度が25%を超え

ないよう換気を良くする措置を施すこと。

許容濃度: 日本産業衛生学会(2013年版): 規定されていない

#### 【製品名】酸素ガス

ACGIH(2014年版) TLV-TWA : 規定されていない

TLV-STEL : 規定されていない

保護具

: 特別な保護具はいらない 呼吸用保護具

革手袋 手の保護具

眼の保護具 : 保護面、保護眼鏡

皮膚及び身体の保護具 : 特別な保護具はいらない

9. 物理的及び化学的性質

外 観 : 無色の気体

臭い : 無臭

臭いのしさい(臓)値: 情報なし

pН : 該当しない

融点・凝固点 : -218.4 °C

: −183.0 °C 沸点、初留点

及び沸騰範囲

引 火 点 : なし

蒸発速度 : 情報なし

燃焼性(固体・気体): 情報なし

: なし 燃焼又は爆発範囲

の上限・下限

蒸気圧 ---

: 1,43 kg/m<sup>3</sup> (0 °C,101,3 kPa) 蒸気密度

: 1.11 (0 ℃, 101.3 kPa) (空気=1) 比重 (相対密度)

: 3.10 m1/100 m1 水 (20 ℃の水における Bunsen 吸収係数を 100 m1 水に 溶解度

換算)

n-オクタノール/水 : 情報なし

分配係数

自然発火温度 : なし 分解温度 : なし

粘度(粘性率) : 情報なし

その他のデータ

: −118.55 °C 臨界温度

**臨界圧力** 5.04 MPa

10. 安定性及び反応性

■ 酸化性が非常に強い。 反応性

化学的安定性 ・支燃性ガス。

: 有機物やその他の燃えやすいものと激しく反応する。 危險有害反応可能性

: 酸素濃度が高まるにつれて燃焼速度の増加、発火点の低下、火炎温度 避けるべき条件

の上昇および火炎長さの増加が起きる。

混触危険物質 : 有機物やその他の燃えやすいもの

危険有害な分解生成物 はなし

11. 有害性情報

**急性毒性(吸入)** 空気中の酸素濃度が上昇するにつれ、人体に対し次のような影響をおよぼす。

酸素濃度(vo1%)

知時間呼吸の高濃度中毒症状の安全限界であり、てんか 46

> ん様全身けいれん、口唇けいれん、めまい、嫌悪、不快な 呼吸感、筋けいれん、錯乱、幻聴、視力障害、足指の疼痛等

の症状が表われる。

36

長時間呼吸の高濃度中毒症状の限界

 $25 \sim 18$ 

安全節囲

### 12. 環境影響情報

情報なし

#### 13. 廃棄上の注意

: 使用済み容器はそのまま容器所有者に返却すること。

: 容器に残ったガスは、みだりに放出せず、圧力を残したまま容器弁を閉じ、製造者または販売者に返却すること。

: 酸素ガスを廃棄する場合は、周囲に火気、可燃物のない通風の良い場所で、危険のないよう少量 ずつ大気放出を行うこと。

: 容器の廃棄は、容器所有者が行い、使用者が勝手に行わないこと。

#### 14. 輸送上の注意

国際規制

国連番号 : 1072

品名(国連輸送名) 酸素(圧縮されているもの)

国連分類 : クラス 2.2 (非引火性・非毒性ガス)

容器等級非該当海洋汚染物質非該当MARPOL 条約によるばら積み非該当

輸送される液体物質

国内規制

高圧ガス保安法 法第2条(圧縮ガス)

海上輸送

**港則法** : 施行規則第12条 危険物(高圧ガス)

船舶安全法 : 危規則第3条危険物告示 別表1(高圧ガス)

航空輸送

**航空法** : 施行規則第 194 条

陸上輸送

**道路法** : 施行令第 19 条の 13 (車両の通行の制限)

輸送又は輸送手段に関する : 消防法に規定された危険物と混載しない。

特別の安全対策: 高圧ガス保安法における規定に基づき安全な輸送を行う。

: 移動時の容器温度は 40 ℃以下に保つ。特に夏場はシート

をかけ温度上昇の防止に努める。

: 容器に衝撃が加わらないように、注意深く取り扱う。

: 移動中の容器の転倒、バルブの損傷等を防ぐための必要な

措置を施すこと。

: 車両等により運搬する場合は、イエローカード、消火設備

および応急措置に必要な資材、工具を携行すること。

緊急時応急措置指針番号 : 122

#### 15. 適用法令

化学物質排出把握管理促進法 : 該当しない

労働安全衛生法 : 労働安全衛生規則第24条の14,15 危険有害化学物質に

関する危険性又は有害性等の表示等

毒物及び劇物取締法 : 該当しない

高圧ガス保安法 : 法第2条(圧縮ガス)

**港則法** 施行規則第12条 危険物(高圧ガス)

船舶安全法 航空法 道路法

: 危規則第3条危険物告示 別表1(高圧ガス)

施行規則第194条

: 施行令第19条の13 (車両の通行の制限)

# 16. その他の情報

適用範囲

この安全データシートは、工業用の酸素ガスに限り適用するものである。医 療用の酸素ガスは別の資料によること。 液化した酸素については、「液化酸素」の安全データシートを参照すること。

#### 引用文献

- 1) 日本酸素㈱、マチソンガスプロダクツ共編:「ガス安全取扱データブック」、 丸 善 出版(株) (1989年)
- 2) 日本化学会編:「化学便覧」(第3~5版)、丸善出版㈱
- 3) 日本産業ガス協会編:「酸素・窒素・アルゴンの取扱い方」、日本産業ガス協 会(2000年)
- 4) 及川紀久雄:「先端技術産業における危険・有害化学物質プロフィル 100」、 丸善㈱ (1987 年)
- 5) L'AIR LIQUIDE: 「GAS ENCYCLOPEDIA」、ELSEVIER SCIENCE PUBLISHERS (1976年)
- 6) ACGIH「2014 TLVs and BEIs」、(2014年)
- 7) 日化協「化学物質法規制検索システム: CD ROM 版」(2007年)
- 8) 化学品安全管理データブック Vol.1、化学工業日報社(2000年)
- 9) 国立環境研究所 化学物質データベース WebKis-Plus より
- 10) 化学工学会編:「化学工学便覧」改訂7版、丸善出版㈱
- 注) 本 SDS 記載内容のうち、含有量、物理化学的性質等の値は保証値ではありません。
  - ・ 注意事項等は通常的な取り扱いを対象としたもので、特殊な取り扱いの場合はその点を 配慮下さい。
  - 危険物有害性情報等は必ずしも十分とは言えないので、本 SDS 以外の資料や情報も十分 に確認の上、利用下さい。

以上